

元朝南海交易経営考：文書行政と銭貨の流れから

四日市，康博

<https://doi.org/10.15017/25833>

出版情報：九州大学東洋史論集. 34, pp.133-156, 2006-04-30. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

元朝南海交易経営考

——文書と錢貨の流れから——

四 日 市 康 博

はじめに

元朝期の南海交易研究は、従来、抽分（関税分の舶貨の現物徴収）や禁制など管理面のみに重きが置かれ、元朝が交易に参与して直接利益を得るといふ経営面にはあまり関心が払われてこなかった。『元典章』戸部には市舶則法二十三條が残っており、諸先学が考察の対象としているが、それも抽分（一定額の関税の現品徴収）や禁制を中心とした内容が主であり、交易そのものに関する直接の記述はあまり見られない。ただし、近年は愛宕松男氏の論考を端緒として、「幹脱」^{オルトク}ortuk と呼ばれる特権御用商人の南海交易活動にも眼が向けられるようになり、高栄盛氏、修曉波氏らによるオルトクの南海交易管理機構の研究も現れた¹⁾。とはいえ、それらの研究によって、元朝の南海交易経営の形態が具体的に明示されたかという点、必ずしもそうとは言えない。

元朝の南海交易支配・経営がどのようになされていたのかを理解するためには、商人と元朝の諸官府がどのように関わっていたのか、また、様々な官府がそれぞれどのような関係にあったのかを把握する必要がある。特に南海交易に関

わりの深い官府であった市舶司、行泉府司（あるいは致用院）、浙江・福建に置かれた行省については、従来、それぞれ個別に職掌や制度が論じられてきたが、それらを総合的に考察し、各官府がどのように連動していたのかを明らかにしなければ、南海交易に関する元朝の諸制度の持つ意味と元朝の行政全体の中での位置づけを理解できないのではないだろうか。そこで、商人と元朝官府の関係、人的結合面については機を改めてとりあげることとし、本稿では主に制度面から、特に文書行政と資金の流れという側面から上述の問題にアプローチすることを試みたい。それによって、南海交易の物資や資金がどのように動き、それに関連して元朝の中央と江南がどのように繋がっていたのかを明らかにし、元朝の南海交易経営の構造の一面を提示できれば幸いである。

一 元朝市舶体制の沿革

元朝の南海交易支配は、南宋の都臨安を陥落させた翌年、至元十四年(1277)に市舶司を設置したことに始まる。市舶司によって管領される南海交易の利権は、とりわけ時の政治状況の影響を受けやすく、中央の政治状況の変化によって各地の市舶司は統廃合が繰り返された。しかし、基本的に元朝の市舶体制は前半期に確立され、その体制が後代も踏襲されたと考えて差し支えない。元朝前半期にあたる世祖フビライ朝から成宗テムル朝にかけての南海交易の支配体制は、中央の中書省あるいは尚書省に入閣して財政を握った宰相の変遷と連動してその様相を変えていったため、それに準じて大きく四期に分けることが出来る⁽²⁾。

まず、第一期は世祖フビライの庇護によりアフマド・バルバナーカティー(阿合馬)が国政を掌握していた至元十四年(1277)から十八年(1281)までである。元朝における市舶制度の創設自体は基本的に旧南宋の制度に倣ったと考えられる。この時、ムンフテイやソードなどモンゴル人将臣の統轄のもと、ムスリム商人の領袖として有名な蒲壽庚や江南漢人の

有力家系である楊氏や王氏などが市舶統治に任用された。さらに、周知のとおりアフマドは官吏の任命権を専掌し、官職の売却や姻戚の任官をおこなった。当然、ムスリムを含む江南の海商たちも多く官位を得たと思われる。アフマドはまた、売官によって多くの者を官位に就けるとともに、多くの官衙を創設・増置した。この時期は、市舶司の創設によって元朝の南海交易支配が始まり、アフマドの財政手腕によって市舶制度の礎が定まった時期とみなすことができる。制度の制定・拡大がなされた「創設期」とも言うことができる。

第二期は、アフマド死後の至元十九年(1282)から二十三年(1286)までである。アフマドが暗殺されると、伝統中国的政策とはほど遠い彼の政策に非難が集中し、増設された官衙・官員の多くが削減された。ただし、基本的な市舶制度に変わりはないようである。アフマド期の残務処理と行政改革を担当した中書右丞相ハルガスン(和禮霍孫)も市舶制度に関してはこれといった新政策を打ち出さないままに、盧世榮が財政を掌る平章政事に抜擢された。その財政改革は、基本的に、国家主導の強力な管理体制を敷くというものであり、市舶政策も例外ではなかった。しかし、あまりに急進的な政策は讒言を受け、その財政改革は成果が得られることなく頓挫してしまう。元朝の市舶政策の基盤が整備されたアフマド宰相期と市舶政策が多角的に展開されたサンガ宰相期、その端境期がこの時期である。盧世榮の失敗が、後を受けたサンガの政策に生かされたという意味では、元朝の南海交易支配体制を確立するための準備期間とすることもできる。すなわち、制度の整備・縮小がはかられ、新制度の試行がおこなわれた「準備・試行期」である。

第三期は至元二十四年(1287)から二十九年(1292)までである。ウイグル人宰相サンガが執政を担当すると、再び売官や縁故によって様々な人間が多くの官職に取り立てられた。その中には南海交易に関わる代表的な財務官僚であるシハールブディーンリンクンドウズイーのように商人出身、あるいは商人と深い縁故を持つイスラーム教徒も数多く、彼らは元朝の南海交易支配、あるいは資本の出資による経営参与の基盤を整備した。ここに至り、杭州を中心とした交通・流通の体制が整えられ、元朝が市舶司・行泉府司を通じて南海交易を管理し、官商への出資を通じて南海交易に参与する経営基盤が確立された。オルトクという資本運営制度と南海交易が行政上、有機的に結びつけられたという点では、こ

の時期は非常に重要な意味を持つ。このとき、南海交易を統轄するために江南分司の行泉府司が置かれ、オルトクのみならず市舶、海運をも管轄に置いた総合的な交易政策が可能となった。制度の定着化が進み、行政の拡大がなされた「確立期（拡張期）」ともいえる。

第四期はサンガ失脚後の至元二十九年(1292)から、その後江南の海運の実権をほぼ専掌した朱清・張瑄の一族が失脚する大徳五年(1303)までである。サンガが失脚すると、行泉府司やその抛属の海運万戸府、泉州から杭州へ至る海站などは廃止され、漢人官僚らの提議によって、旧南宋の市舶体制への回帰がはかられた。『元典章』に収録される有名な市舶則法二十三条はこの時の制定にかかる。しかし、これによってサンガ宰執期の市舶体制が無に帰したわけではなかった。杭州で南海交易経営の機軸となったシハーブッディーンは助命され、引き続き南海交易と関わりを持った。他方、政敵の排除に成功した朱清・張瑄の一族が江南の海運を支配し、南海交易にも大々的に参与していたが、大徳六年(1306)、朱清・張瑄をはじめ一族共々失脚し、再びシハーブッディーンの一族が海運政策に携わることになる。この時期は、制度の整備・縮小がはかられつつも、それまでに確立された制度がその後の定制として習慣化していった「安定期（緊縮期）」といえる。

このように見ただけでも、交易関連の行政機関が中央の政治状況に合わせて拡張と緊縮を繰り返していたことは明らかであろう。以降も政策的に多少の変遷はあるが、大枠で見ると、第三期において確立された市舶支配体制が大きく変容することなく、拡張と緊縮が繰り返されていった。仁宗朝以降、オルトクの管轄府たる泉府司は廃止されてしまいが、それによってオルトクの制度が無くなったわけでも、オルトクを管轄する衙門が無くなってしまったわけでもなかった。管轄の職掌は他の衙門に移管されて、引き続き南海交易経営が続けられていたのである。だがしかし、度重なる行政機構の改編にもかかわらず、南海交易の支配・経営が一定の機能を維持し続けられたのは、どうしてだったのであろうか。

二 南海交易支配の二形態

元朝の南海交易支配には大きく分けて二つの形態がある。ひとつは交易品に対する「抽分（関税徴収）」によって収入を得ること。もうひとつは南海交易に携わる商人と交易をおこなって利益を得ることである。この場合、国家が交易に参与するのであるから、支配というよりも経営といったほうが適當かもしれない。後者の場合は、さらに、①訪れた商人を相手に直接、元朝が交易品の買い上げをおこなうケース（以後、仮に「交易品買上」と呼ぶ）と、②元朝政府が派遣使節や商人に資本を出資し、運営させて利益を回収するケース（以後、仮に「交易資本委託」と呼ぶ）がある。この分類は、元朝下の南海交易に限らず、まだカラコルムを都としていた憲宗ムンフ朝期の交易においても同様の分類がなされている。同時期にペルシア語で記された *Tarikh-i Jahangushā*（『世界征服者の歴史』）には次のようにある。

商人たちにはいくつかの集団がある。ある一群は、財庫から銀錠を得て、年々いくらかずつ「利益を」財庫にもたらずよう取り決めた。すなわち、近ごろオルトクになっている者たちである。先の時代、彼（ムンフ）の吉祥なる即位より以前には、権威あるオルトクたちには勅令書と牌子があったものだった。彼らほど重んじられ、豪勢な者たちはおらず、ある者たちには駟馬があったり、税役から免除されていたりした。…（中略）…ある一群は、皇帝の財庫と取引するために商品をもつてくる。この集団にもいくつか種類がある。ある者たちは宝石に値をつけ、ある者たちは衣料に、ある者たちは禽獣に〔値をつける〕。

当時はもちろん、中国的な官制は導入されておらず、ペルシア語史料に「行政府」と呼ばれる国政機関内にくつつかの部署があり、そのひとつが交易を管轄する部門であった。この史料の前半で述べられているのは、先の②「交易資本委託」にあたり、その対象となる商人たちが当時から「オルトク」と呼ばれていたことがわかる。後半で述べられて

いるのは、モンゴル宮廷に直接商品を持ってきて取引をおこなう商人たちで、南海交易においては先の①「交易品買上」に相当することは明白である。ちなみに、元代前期にオルトクたちを統轄した幹脱総管府および泉府司の長官であったのは「答失蛮」であつたが、*Tartile Jahangusha* に述べられる行政府の長官は答失蛮の父ボルガイであつた。このことから、ムンフ時代の交易の監督と元朝期の南海交易の監督には実質的に継続性があることが伺える。

元朝の南海交易に話を戻すと、①「交易品買上」に関しては、元朝政府が専売品として制定した品目を半ば強制的に買い取つたり、貴重な商品を宮廷が直接高額で買い取るといった形態が多かつた。筆者が前稿で取りあげた「中賣寶貨」もこのカテゴリーに含まれるといえよう。先に挙げた *Tartile Jahangusha* にもあるように、②「交易資本委託」のケースに典型的なのが「オルトク」と呼ばれる資本運営形態であつた。それを示す史料として、

〔盧世榮〕 又た奏すらく、「泉、杭二州に市舶都轉運司を立つ。船を造り本を給し、人をして商販せしむに、官は其の利七を有し、商は其の三を有す。私に海に泛ぶ者を禁じ、其の先に蓄わう所の寶貨を拘し、官、之を買う。匿す者は、告ぐるを許し、其の財を沒して、半もて告ぐる者に給す」と。⁽⁵⁾

という記述がある。元朝政府が交易船を建造して、「本」(資本)を商人に与えて交易させたことが知られる。この記述は先学の多くからも元朝の交易形態を表すものとして注目されており⁽⁶⁾、特に中国の研究者からは「官本船貿易」と呼び習わされている⁽⁷⁾。この時期、国家財政を掌る首平章⁽⁸⁾の地位にあつた盧世榮の政策により、元朝の財政政策は国家統制の色合いを強めていた。上奏者の盧世榮はこの直後に失脚したため、この政策がそのままの形で存続したのか疑問も残るが、利益の配分率はともかく、交易船をはじめとする資本の供与は元朝一代を通じておこなわれていたようである。達實蜜神道碑には、ピチクチであり、オルトクを管掌する立場にあつたダーネシュマンドの至元年間前半期の事跡として、

〔達實蜜〕 幹脱總管府を監するを兼ね、持して國の假貸を爲む。歳ごとの出入を權ること、恆に數十萬定なり。

縉は月ごとに子八釐を取る。實に民間の縉三分を取る者より軽きこと四分の三に幾し。海舶を諸蕃に市する者に與

と伝えられている。後に「泉府司」に昇格される「幹脱總管府」はオルトクの管轄府であり、南海交易に進出してオルトクたちに資本金のみならず「海船」、すなわち「官本船」も供与していたことが知られる。また、成宗テムルの大徳年間における元朝とイルハンの交流を示す記述として、松江嘉定等處海運千戸楊君墓誌銘があり、「致用院」が「官本船」を「西洋」へ派遣したところ、イルハンの朝のガザンハンが元朝に派遣した使節と遭遇し⁽¹⁰⁾、大都へ連れ帰った事情が述べられる⁽¹¹⁾。「致用院」は、オルトクの統轄府である行泉府司の廃止と設置が繰り返された大徳年間に、行泉府司に代わってオルトクへの資本投与と南海交易経営を司った衙門であり⁽¹²⁾、「西洋」は今で言うインド洋のことである。また、「官本船」は、先に述べたように、官の資本による船を意味する。すなわち、この墓誌の記事は、「元朝が国の資本で商人をインド洋に派遣して交易を代行させていたことを示している。このとき交易に派遣された楊樞がオルトクであるとは述べられて折らず、戸籍上、幹脱戸に編入されていたかどうかとも確認できない。しかし、彼のおこなっている交易形態は、まぎれもなくオルトクそのものである。イルハンの使節が朝貢と交易を終え、帰還する段になると元朝側からも改めて楊樞が返礼使節として再び派遣され、ホルムズで交易をおこなって帰還した。このとき、楊樞は商人としてではなく、官位を帯びた使節として派遣されているが、実質的におこなっている交易形態はオルトクとして派遣された場合と異なるものではなかった。墓誌では、使節派遣の際には楊樞が自己資本によつて交易をおこなったことが強調されるが⁽¹³⁾、それはむしろ、通常は交易資本の一切が官側から支給されるものであったことを意味している⁽¹⁴⁾。つまり、オルトクによる交易も、使節派遣に際して資本を委託する交易も⁽¹⁵⁾、「交易資本委託」という形態においては大きな差異はなかったといえよう。

また、オルトクによる交易の場合、往々にして「交易品買上」と「交易資本委託」の両形態を同時に備えていた場合が多かったと考えられる。例えば、『元典章』に収められる以下の条文である。

大徳元年八月、福建行省が准けた中書省の咨。江浙行省の咨。杭州税課提舉司の申。馬合謀マカムの、行泉府司が折した

降真、象牙等の香貨の官物は、價三千錠を付し、鈔一百錠を納税するものに該たるが、本人が奮撃つ聖旨には「税を納めるに該たらない」とある。⁽¹⁸⁾

この条文は、「馬合謀」という名のオルトクに関するものであるが、「行泉府司が折した降真、象牙等の香貨の官物」とは、彼がもたらした香貨を行泉府司が鈔によって買い取ったことを意味している。「價三千錠を付し、鈔一百錠を納税する」とあるから、行泉府司からは代価として鈔三千錠が支払われ、本来はさらにそこから課税分の百錠が徴収されるはずだったのであろう。ここにいう馬合謀はオルトクであるから、もともと交易資本は元朝から貸与されたものであったはずである。ということは、馬合謀は元朝から借り受けた資金で香貨を買い付けて持ち帰り、それを行泉府司に「官物」として売却して代価を受け取り、しかる後に利益を元朝と規定に従って分配し、元金を返却（或いは引き続き借用）していたことになる。つまり、オルトクという「交易資本委託」と元朝に対する「交易品買上」を同時におこなっているのである。このような事例が、一過的で特殊なものであったとは考えられない。『元典章』には続けて、江浙行省が「阿老瓦丁馬合謀、亦速福等の斡脱毎が買賣を做つたならば」と他のオルトクに対しても馬合謀の事例を適用させるように上奏していることが記されているからである。そう考えると、オルトクが南海交易をおこなった場合に、単に資金の貸借ばかりでなく、同時に元朝との直接交易もおこなうことは決して珍しいことではなかつたのであろう。⁽¹⁹⁾

三 交易品買上における文書の行移

唐以来、中国歴朝の市舶制度のなかには、半ば自動的に宝貨を宮廷に買い入れるメカニズムが組み込まれていた。宋代には外国使節や商人から宮廷への物貨献呈は「進奉」または「呈様」と呼ばれ、一般の市舶物貨買上とは区別された⁽²⁰⁾。元朝もまた例外ではない。元朝期の漢語史料には「呈様」「收市」といった語は見られないが、「進奉」または「拝

見」という語が見られる。これらは形式的には元朝宮廷に対する贈呈であるが、実質的には元朝宮廷との交易、すなわち「中賣寶貨」の具体的な形態であると考えられる。『元典章』戸部、市舶に収められる「市舶則法二十三條」には、これに爲いて。至元三十年四月十三日に、奏した事の内の一件。(中書省が)「或是いは這より差わして去つた使臣毎が『那裏から拜見に上して來た的である』と麼道つて、那般に因んで、百姓毎の錢物を夾帶つて、官司の抽分に與らない。那般に行う的が多い。今後、但そ那から來た的は、百姓毎の体例に依つて抽分を要めよ。若し拜見する物があるならば、那で、行泉府司で、行省で、明白に『這の些らかの物件は拜見に上して去く』と麼道つて数目を寫いて、那の寫いた数目を与將つて這に來い。在前のように抽分に与からず、背地に隱藏して上して來た的は罪過有りとせよ」と商量して、奏したならば、「是しい。那般にせよ」との聖旨であつた。(19)

というように、「拜見して上」す物貨についての規定が定められている。「拜見」とは、特別に宮廷に獻呈品をもたらし行爲を指すと考えられ、通常とは違つた処置がとられた。すなわち、「百姓毎的錢物」や「但那來」が「百姓毎的体例」に従つて「抽分」(関税の物品徴収)がおこなわれるのに対して、「拜見」する物貨は「抽分」を免れることができた。そのため、それにかこつけて「抽分」を逃れる者が続出し、その対策として、關連各司(市舶司が「抽分」をおこなう現場、行泉府司、行省)で申告をおこなわせて數量を確認し、その文書を中央まで移行するよう制定がなされたのであつた。この時、どのような経路で吏牘の移行がおこなわれたのか、同じ条文中に次のように記されている。

如し希罕貴細の物を進呈することが有れば、亦た市舶司に仰せつけて見數を經由し、泉府司は行省に具呈し、行省は開坐して移咨し、中書省は聞奏せよ。(20)

すなわち、「拜見」の物貨にあたる「希罕貴細之物」の進呈があれば、市舶司が上司の行泉府司に「数目」を報告し、行泉府司はそれを記した呈を行省に送り、行省は書き写して中書省に咨を送り、中書省がハーンに聞奏するという手続きが踏まれた。「拜見」の物貨が江南から中央へもたらされるための行政的な手続、文書の行移経路が確定されていたのである。

また、『元史』張珪傳には、

又た、有司聘要するに非ざれども和買するは、大抵皆な時貴の斡脱中寶の人に與するなり。妄りに呈獻を稱し、回賜を給わると言ふ。其の直を高むること且に十倍。國財を蠶蠹し、暗行して用に分く。沙不丁の徒の如きは、頃る増價中寶の事を以て敗れしも、吏牘を具存す。(21)

と、オルトクの「中賣寶貨」について、財務官僚のシハーブッディーンの失脚後も「吏牘」が「具存」されていたことが伝えられる。「吏牘を具存す」というのは、どういうことであろうか。元朝において、何らかの行政措置がとられる場合、その公文書には行移過程が記され、案件内容を示す公文書が引用された。その際、それぞれの官衙には公文書の写しが保管され、必要があれば当該案件に対する各官衙の提言や上司の裁定、行移の経路が参照された。ここにいう「吏牘を具存す」というのは、「中賣寶貨」に関する行政措置が記された公文書の写しが関係官衙の市舶司や行省などに保管され、所定の行政手続きが確立されていたことを意味するのではないだろうか。すなわち、「中賣寶貨」が政府公認の官民交易として制度化していたのである。

上述の『元典章』の条文は「這裏差去的使臣每」(元朝側から海外に派遣した使臣)を対象にしたものであるが、一般的にはむしろ、商人やオルトクが「拜見」の品をもたらす場合のほうが多かったと思われる。その証左として『元典章』に収められる「進奉」「拜見」に関する憲宗ムンフの聖旨が挙げられる。

撒花などの物(進呈物)は、民から取給しないものは無い。…(中略)…始めに朕が躬から斯の弊を断絶する。除外に軍前克敵之物(戦利品)並びに翰脱等の拜見、撒花等の物を進奉に用うことは並行禁絶する。内外の官吏は此れを視て例と爲せ。(22)

これは、官吏が民に贈り物を強要して搾取していることを正すために、ムンフハーンが自らにもたらされる「進奉」を禁じた勅令である。「進奉」の内容として挙げられているもののうち、「軍前克敵之物」は戦利品を指すが、「撒花」は贈り物や供物を意味し、この場合「拜見」と同列に論じられている。(23) 注目すべきは、「拜見」「撒花」の物を「進

奉」しているのが「幹脱」であることであろう。これは「拜見」の物貨をもつとも頻繁に「進奉」していたのがオルトクであったことが反映しているのであろう。当然、南海交易における「進奉」も商人やオルトクによつておこなわれる場合が少なくなかつたと考えられる⁽²⁴⁾。

以上により、「交易品買上」と「交易資本委託」の関連性が明らかになつたのではないだろうか。元朝政府はオルトクに交易資金を付与し、間接的に交易をおこなわせて持ち帰つた貴財を買い上げることにより、南海交易に参与したのである。「交易品買上」と「交易資本委託」の両政策は、表裏一体の関係にあつたといえよう。

四 運営資金の支出と交易利益の上供

前節では、南海交易に関わる文書の行移過程を考察したが、それはあくまでも文書通達上の話である。では、実際の資金や物貨の流れはどのようなものだったのであろうか。至元二十八年(29)の宰相サンガ失脚後、宋代の市舶法への回帰を意図して制定された市舶則法二十三條は、「南人燕參政」すなわちサンガ失脚後の新政府宰相の人選に一役買ったといわれる燕公楠⁽²⁵⁾の上奏によつて従来の市舶則法が改正されたものであつた。ここでは、それ以前の状況について次のように語られる。

近來、忙兀臺、沙不丁等は自己に利息を尋るので、缸毎が來たならば、軍毎に看守させて、他毎の缸を封じてしまひ、好細の財物を選揀んで要つてしまふ。這般奈何であるので、那壁の缸隻は出て來なく、咱毎は、這から入つて去くの毎は些小い。那の上頭、市舶司の勾當は壞れてしまつてゐる。⁽²⁶⁾

上記の燕公楠の上奏によれば、二人は海軍をもつて交易船を封鎖し、強制的に「好細の財物を選揀んで要つて」しまふという。「沙不丁」とともに名を挙げられている「忙兀臺」は兩浙大都督、閩廣大都督などとして江南攻略にあつた

たタタル部出身の將臣であり⁽²⁷⁾、江浙行省成立後、至元十四年(1277)の泉州市舶司創設の際にその管領を命じられ、市舶、海運を統轄する立場にもあつた⁽²⁸⁾。しかも、市舶を統轄する任にあつたムンフテイも、行泉府司を管領していたシハーブッディーンも、行省において宰相位を有していた⁽²⁹⁾。前節で見たように、南海交易の舶貨が京師に輸送される際には、市舶司、行泉府司、行省という経路を経て中央の中書省に文書の行移がおこなわれたが、ムンフテイは市舶司の管領と行省の宰相、シハーブッディーンは行泉府司と行省の宰相というように、いずれも南海交易に関わる官衙で要職を兼任していたのである。裏を返せば、二人が要職を占めている限り、文書行政上、案件の行移を阻害される心配が無く、江南における政策決定権を握っていたと見ることが出来る。上述の上奏において燕公楠は両者が財物を着服していたかのように述べているが、ここには多分に宰執の政權交代に伴う前政權への批判が含まれているようであり⁽³⁰⁾、現実には「市舶司的勾當(市舶司の公務)」が崩壊していたのか、にわかには信じがたい。「好細の財物を選揀んで要る⁽³¹⁾」というのは、市舶司・行泉府司によって半ば強制的に交易品の買上がおこなわれた事実を指していると思われる⁽³²⁾。しかし、それによって商人たちが離れてしまったかという点、事實は逆であつて、むしろ、シハーブッディーン個人の持つ人脈が元朝と商人たちを結びつける役割を果たしていた⁽³³⁾。

実際、『元史』にはムンフテイやシハーブッディーンがそれぞれ真珠や金など南海交易にかかる舶貨をフビライのもとへ送っていた事実が記されている。すなわち、前節で述べた文書行政の経路に従つて彼らが商人から買い取った交易品の一部が実際に元朝の中央へ上供されていたことが確認できるのである。

(a) 江浙行省平章 忙忽帶、真珠百斤を進む。⁽³³⁾

(b) 沙不丁、市舶司の歲輸なる珠四百斤、金三千四百兩を上す。⁽³⁴⁾

(b) は市舶司が中央へ上供をおこなっていたことを述べたものである。シハーブッディーンは市舶提舉司ではなかつたが、市舶司の上司であつた行泉府司を管領しており、下属の市舶司が得た南海交易の利潤は實質的に行泉府司によつてコントロールされていたことがわかる。(a) の場合、市舶司の上供であるとは明記されていないが、この時、ムン

フテイは市舶司を管領する立場にあり、上納品が (a) と同じく真珠であることから、この行為が市舶司に関わるものであった可能性が高い。(a) の上供がおこなわれた至元二十一年(1282)、未だシハーブツデインは官位を得ておらず、行泉府司も設置されていなかった。したがって、行泉府司の創設以前は、市舶を管領するムンフテイの手によって市舶司にかかる上供がおこなわれ、行泉府司設置以後はシハーブツデインの手によって担われたことが想定される。なお、(b) には「歳輸」とあることから、これらは決して一時的、一過的性質のものではなく、毎年中央へ送られるべきものとして制度化していたことがうかがえる。彼らによるこの歳輸は、南海交易をめぐる元朝の財政システムの中でどのような位置付けにあったのであろうか。

一般的には、各地の市舶司においては舶貨が抽分され、それぞれの市舶庫、或いは行泉府司の官庫であるに收藏された後、中央へ上供されたようである。また、これとは別に「進奉」「進献」の貴財やそれを運ぶ使節は別途宮廷へ送られた。ムンフテイ、シハーブツデインがフビライのもとへ送った真珠などはまさに後者の事例に該当する。これに関しては、オルトクの管轄府の行泉府司が置かれていた時期と廃されていた時期、それぞれに市舶則法の条文が残っているのを見てみたい⁽³⁵⁾。

(c) 一、各處の市舶司が毎年辦つた舶貨は、合に起解すべき貴細の物を除く外、其餘の物色に據いては必須ず變賣せよ。杭州に附近い各司の舶貨は、毎年、當年の十二月終わりを過ぎずに起解して、杭州の行泉府司官庫に赴き、舶司が晝時開いた數を交割し、呈を行省に具して有司に令して隨即に時價を估體らせよ。次年の正月終わりの比いに至るまでに須く估體を要めて完備し、行省は預め選收を爲せ。⁽³⁶⁾

(d) 一、各處の市舶司が毎年辦つた舶貨は、合に起解すべき貴細の物を除く外、其餘の物色に據いては必須ず變賣せよ。委ねる所の監抽の官、監臨の有司は、隨即に實直の價錢を估計り、再び干礙りない官司、委ねた廉幹正官に令して復た估らせよ。「両者の估計りが」相い同しく、別に官を虧ね民を損ねるところが無ければ、民間に必要であり并た急用に係らない物色を將つて、數を驗分して、互相に配答し、須要く一併せて通行發賣し、鈔と作

して解納せよ。見任けんにんの官府、權豪勢要の人等が名を詭いつわつて請買うけかひいをする事は並ひびしく許さない。…⁽³⁷⁾ (以下略) ます眼を引くのは、舶貨が「貴細の物」と「其餘の物色」で區別されていることである。「貴細の物」は「起解」すなわち文書行政によつて上司に通達するよう取り決められている。「解」は上司への文書行移を意味する語である。一方、「其餘の物色」については全て「變賣」するよう指示されている。「變賣」とは、ここでは、売却して鈔に換金してしまふことを指す。つまり、「貴細の物」は上司に通達したうえで現物のまま中央へ送り、「其餘の物色」は鈔に換金して上供されたのである。ここから、ムンフテイが送った「真珠」、シハーブッディーンが送った「珠」と「金」はいずれも「貴細の物」であり、「起解」してから現物のまま中央へ送られたものであったことがわかる。ムンフテイもシハーブッディーンも市舶を管領すると共に行省の宰相であつたから、市舶司など下司から「起解」を受けた最高責任者として中央へ歳輸をおこなつたと考えられる。

次に(c)の至元三十年則法と(d)の延祐則法の関係について見てみておきたい。両者の違いは、やはり舶貨の抽分に行泉府司が介入しているか否かという点である。行泉府司が廃止された後の延祐則法では、「監抽の官、監臨の有司」が舶貨の評定をおこなつた後、現場と関わりが無い官によつて再評定がなされ、また、監察官が現場に立ち会うよう決められている。不正を防止するために二重三重の監査がおこなわれており、この点で至元三十年則法よりも嚴重なチェック体制が敷かれていたといえよう。しかし、貴貨は中央へ現物輸送、その他の物貨は鈔に換金して上供という形態自体は何ら変わりはなく、交易品買上から中央への輸送までの体制自体は大きく変わらなかつたといえる。後述するように、行泉府司が廃止されても、行泉府司が果たしていた機能自体が無くなつてしまつたわけではなかつたのである。

このように市舶司による収入は年ごとに一定額が中央へ送られていたが、市舶司のみならず行泉府司が得た南海交易の収入も中央へ送られていたことが確認できる。『元史』には行泉府司の南海交易経営に関連して次の記事がある。

(e) 元貞二年、海商の細貨を以て馬八兒、唄喃、梵答刺亦納の三蕃國に交易するを禁じ、別に鈔五萬錠を出して、

沙不丁等をして規運の法を議らしむ。(38)

(f) 江西宣慰使 胡頤孫、沙不丁の例を援きて請うらく、「至元鈔千錠もて行泉府司を為り、珍異なる物を歳輸し、息と為さん」と。之に従う。(39)

元朝の南海交易経営においては、江南から中央へ一方的に財貨が流れていたわけではない。中央から江南の官府へは「規運錢」と呼ばれる一定の運営資本が支出され、財務官僚はその資本を「規運」(運営) しつつ、「歳輸」として毎年、関税と交易の収入を中央へ送っていた。(e) の例でいえば「鈔五萬錠」、(f) の例では「至元鈔千錠」が「規運錢」にあたる(40)。特に(f)の事例は、「沙不丁の例」、すなわち杭州の行泉府司を先例として江西にも行泉府司を創設して南海交易経営をおこなおうというものであった。この場合の資本金となっている「至元鈔千錠」は「中統鈔」に換算するとおよそ一万錠に相当する。(e) の例で元朝政府が南海交易の運営資金として出資している「鈔五萬錠」のおよそ5分の1の規模である。(e) では行泉府司が南海交易で得られた利益が中央へ上供された事実は述べられていないが、(f) において江西に置かれた行泉府司は杭州に置かれた行泉府司、すなわちシハーブツディーンが管領する行泉府司の運営方法を規範としている。よって、杭州の行泉府司も当然「歳輸」をおこなっていたと考えて然るべきだろう。また、(e) で元朝政府がシハーブツディーンに南海交易の経営方法を議定させたのは元貞二年(1299)であるが、(f) では江西宣慰使の胡頤孫がシハーブツディーンの南海交易経営を先例としている。この上奏がなされたのは至元二十六年(1289)であるから、至元年間後半には既にシハーブツディーン主導による行泉府司の南海交易経営が確立されていたことが知られる。もちろん、交易経営といっても財務官僚が直接交易にあたったわけではない。財務官僚の代りに手足となって南海交易に携わったのが行泉府司の管轄下にある特権御用商人のオルトクであった。しかも、(e) の例においては、マアバル、クーラム、ファンダライナといったインドの主要交易地との貿易を民間の海商に対して禁じている。これは、元朝お抱えのオルトクによる海上交易の独占を意味し、元朝政府が南海交易を独占しようとしたことを示すものである。言い換えれば、南海交易と商人を全面的に行政の管理人に置き、統制しよう意図したものであつ

た。そこで問題となるのが、交易を担うオルトクと財務官僚がいかにして結びつくのかという問題である。南海交易を管轄する財務官僚としてムスリムやウイグルが目立つのは、いかにオルトクや商人との人脈を有するかが重視されたためではないだろうか⁽⁴¹⁾。また、シハーブツディーンや激浦の楊氏のように財務官僚の一族が有力な商人・オルトクであった事例もあり、漢語史料に「官豪勢要」と言われる官民複合体の典型的なケースであったといえる⁽⁴²⁾。

おわりに

以上に見たように、行泉府司を中心とした市舶統制・交易経営体制は、文書行政制度と物貨・資金の流通制度を中心にサンガが宰相として専権をふるった至元年間後期に確立され、制度として整えられた。そして、それは元朝を通じて大きく変わることはなかったといえる。もうひとつ重要なことは、それらの制度上の要職となるポストを特定の財務官僚や重臣が重複して兼任していたことである。市舶則法では、行泉府司の独断を防ぐため、行省官による行泉府司官の統制が盛り込まれているが、行泉府司の高官の多くは行省でも宰相職を有しているため、結局、市舶則法による法規制は有名無実化していたと考えられる。市舶司や行泉府司など、南海交易の利害関係を直接受け、それゆえに政治的な事情により廃止と再置が繰り返されたにもかかわらず、南海交易の管理・経営がうまく機能しつづけたのは、上述の事情による。すなわち、そのように関連ポストをいくつか兼任することによって、文書の行移と物貨・資金の流通の両制度が単一の経路ではなく重層的な経路により機能していたため、官府の廃置など表面的な制度変更があっても実際には支障をきたさなかったと考えられる。

延祐市舶則法が施行された延祐年間には、既に行泉府司は廃止されていたが、オルトクの制度自体が消失してしまつたわけではなく、オルトクと南海交易を管理するという行泉府司の機能が元朝の行政機構の中から消えてしまつたわけでもなかった⁽⁴³⁾。これは、市舶司が廃止されても行省や税課務がその機能を引き継いだり、尚書省廃止後に中書省

がその職掌を吸収してしまったのと同様である。いわば、オルトクと南海交易の支配に関わる権限「行泉府司」という形で特定の官衙に集約・固定されなかったただけの話であろう。延祐市舶則法において、船貨の抽分にあたる官が「監抽の官、監臨の有司」というように抽象的に表現され、特定の官名が挙げられていないのも、かかる事情によるのかもしい。その意味では、サンガ宰相期の南海交易支配は最も中央集権的であり、シハーブッディーンなど特定の個人に職権や利権が集中する傾向にあった。ただし、行泉府司の廃止によつて権限の分散化がなされ、南海交易の経営がうまくいったかという点、必ずしもそうとはいえず、公的に支配権を保持する官衙がなくなつた分、逆に官僚機構に関わらない私的な南海交易の利権独占が目立つようになる。例えば、仁宗の延祐年間^{オシチエツブ}に完者不花^{ハク}が海船税を私有化したことが浮上してくるが、その問題もかかる事情によるのではないだろうか。この問題に関しては、また今後の課題としたい。

史料略号

‘Alā al-Dīn ‘Alā-Malek Juvaynī, *Tārīkh-e Jahāngushā*.

[*Jahāngushā/Qa*] M.M.Qazvīnī (ed.). *The Tarīkh-Jahan-gusha of ‘Alā u’-d-Dīn ‘Alā Malik-i-Juvaynī*. 3 vols. Leyden-London. 1912-37.

Shihāb al-Dīn ‘Abd-Allāh Sharāf Shīrāzī, *Tajziyat al-‘Ansār wa Tajziyat al-‘A’sār* (*Tārīkh-e Vassāf*).

[*Vassāf/Bo*] *Tārīkh-e Vassāf al-Hakāh dar Ahvāl-e Salātn-e Moghūl*, Tehrān, 1338/1960.

[*Vassāf/NU*] *Tajziyat al-‘Ansār wa Tajziyat al-‘A’sār*, MSS. Nur-i-‘Uhmāniyah, 3207.

参考文献

- 陳高華 1981 「元代的海外交易」『元史研究論稿』中華書局、1991（原載、『中国史研究』1979/1.）
- 陳高華 1995 「元代的航海世家澈浦楊氏」『海交史研究』1995/1.
- 陳高華・呉泰 1981 『宋元時期的海外交易』天津人民出版社。
- 高栄盛 1998 『元代海外貿易研究』四川人民出版社。
- 高栄盛 1999 「元代海外貿易的管理機構」『元史論叢 第七輯』江西教育出版社。
- 高栄盛 2006 「シハーブッディーンと元代の行泉府司」佐伯弘次・森川哲雄（編）『内陸圏・海城圏交流ネットワークとイスラム』福岡：權歌書房。
- 桑原隲蔵 1923 『宋末の提舉市舶西域人 蒲寿庚の事蹟』上海：東亞研究会（再録、『桑原隲蔵全集 第5巻』岩波書店、1968.）
- 村上正二 1942 「元朝に於ける泉府司と幹脱」『東方学報（東京）』13/1.
- 村上正二 1970 『モンゴル秘史1』平凡社東洋文庫。
- 小野裕子 2006 『元典章』市舶則法前文訳注』『東アジアと日本：交流と変容』3.
- 愛宕松男 1973 「幹脱錢とその背景——十三世紀モンゴル元朝における銀の動向」（上）（下）『東洋史研究』32/1-2.
- 愛宕松男 1979 「元朝幹脱資本の南海貿易進出」『内陸アジア社会史研究（昭和53年度科学研究費補助金（総合研究A））研究成
果報告書』
- 堤一昭 2000 「大元ウルス治下江南初期政治史」『東洋史研究』58/4.
- 植松正 1965 「元代江南の豪民朱清・張瑄について——その誅殺と財産官没をめぐる」『東洋史研究』27/3（再録、『元代江
南政治社会史研究』汲古書院、1997.）

植松正 1986 「元代江南の一高官の犯罪」『元代江南政治社会史研究』汲古書院、1997（原載、『香川大学一般教育研究』30.）
修曉波 1999 「元代幹脱經營海外貿易的原因及影響」『元史論叢 第七輯』江西教育出版社。

四日市康博 2002 「元朝の中賣寶貨——その意義および南海交易・オルトクとの関わりについて」『内陸アジア史研究』16.

四日市康博 2006a 「元朝とイル・ハン朝の外交・通商関係における国際貿易商人」佐伯弘次・森川哲雄（編）『内陸圏・海城圏
交流ネットワークとイスラム』福岡：權歌書房。

四日市康博 2006b 「元朝幹脱政策にみる交易活動と宗教活動の諸相——附『元典章』幹脱関連条訳注」『東アジアと日本』交

流と変容』3.

喻常森 1994 『元代海外貿易』西北大学出版社。

鄭有国 2004 『中国市舶制度研究』福建教育出版社。

註

(1) 愛宕松男 1979、高栄盛 1999、修曉波 1999.

(2) 元朝市舶体制の変遷における時代区分は、喻常森 1994、102-120頁においてもなされており、ここでは至元十四年(1277)〜二十一年(1284)を第一期、至元二十二年(1285)〜至治二年(1322)を第二期、至治三年(1323)〜至正二十八年(1368)を第三期として3つに区分し、第一期を江南攻略後、その社会経済の回復に努め、貿易振興をおこなった時期、第二期を官貿易(官本船貿易)の実施時期、第三期を官貿易の廃止と民間貿易の繁栄期としている。対象とする範囲も問題意識の次元も異なるため、一概にどちらが正しいとは言えないが、アフマドの専権期を元朝市舶制度の創設期と見なして期を画している点では本稿と共通している。ただし、喻常森 1994の第三期が本主に民間貿易(私人海外貿易)の繁栄期とすることができるとは否かはなお検討の余地があるのだが、その検討は別の機会に譲りたい。一方、高栄盛 1998、1-39頁でも元朝一代を通じて海外貿易政策・制度の展開が述

元朝南海交易経営考——文書と錢貨の流れから——(四日市)

べられる。こゝちは時代区分というよりも、各時期における政策・制度の演変が整理されており、参照に便利である。

- (3) *Tarkh-e Jahāngushā*. j.3, *dhekr-e arkan-e doulat (Jahāngushā) Qa*, v.3, p.87).
- (4) *Tarkh-e Jahāngushā*. j.3, *dhekr-e arkan-e doulat (Jahāngushā) Qa*, v.3, pp.86-88). また漢語側では、『元史』卷三「憲宗紀」憲宗二年(歳壬子)十二月戊午「帖哥紬 闊闊朮等を以て帑藏を掌り、李闌合刺孫もて幹脱を掌り、阿忽察もて祭祀、醫巫、卜筮を掌らしめ、阿剌不花もて之に副とす。…只兒幹帶を以て傳驛の需むる所を掌り、李魯合もて必闡赤の宣詔を寫發する及び諸色目の官職を掌らしむ」という記事が対応し、国政機関の各部署を示している。
- (5) 『元史』卷二〇五、姦臣傳、盧世榮。
- (6) これと同内容の記述が『元史』卷九四、食貨志、市舶に「二十一年、市舶都轉運司を杭、泉二州に設け、官自ら船を具え、本を給し、人を選びて入蕃し、諸貨を貿易せしむ。其れ獲る所の息は、十分を以て率と爲し、官は其の七を取り、易う所の人は其の三を得。」とあり、桑原隲蔵 1923, 276頁、村上正三 1942, 186-189頁などでも引用される。
- (7) 陳高華 1979, 101頁、陳高華・吳泰 1981, 22頁、喻常森 1994, 90-98頁、高榮盛 1998, 序 15-18頁, 5-8頁, 16-17頁, 231-234頁、鄭有国 2004, 171-184頁を参照。
- (8) 元朝の宰相群の中でも特に財政を掌っていたのが、「首平章」とも呼ばれる筆頭位の中書平章政事あるいは尚書右丞相であった。有名なサイイドニアジャッルシヤムスッディーン、アフマドバナーカティ、盧世榮、サンガウイグル、サイイドニアジャッルバヤンなど、いずれもこの位にあり、ペルシア語史料にいう狭義の「ヴァズィール」*vazīr* というのはこの官位に該当する。非モンゴル人の官僚が上り詰めることができる行政官職としては最高位のものであった。
- (9) 『牧庵集』卷二三、皇元高昌忠惠王神道碑銘并序。
- (10) イルハン朝ガザンハンの派遣使節団もイルハン宮廷の重臣ノガイとペルシャ湾キーシュ島領主であり大商人であるフアフルッディーンアフマドを代表使節としており、朝貢といっても交易的な要素が極めて強いものであった。*Tajziyat al-Amār wa Tajziyat al-Asār (Tarkh-e Vassāf)*, j.4, *dhekr-e b'ādhī mulūk-e 'asr (Vassāf/B)*, pp. 505-506; *Vassāf/NU*, fols.187r-189v.)「元朝ヤールハン

朝の使節交換と通商の関係については、拙稿2006aを参照。

- (11) 『黄文獻公集』卷八上、松江嘉定等處海運千戶楊君墓誌銘「大徳五年、：致用院、官本船を以て海に浮かべ西洋に至らしむに、親王合贊遣す所の使臣那懷等の京師に如かんとするに遇い、遂に之を載せ以て來る。」詳細は拙稿2006aを参照。

- (12) 致用院の職掌に関しては、高栄盛2006を参照。

- (13) 『黄文獻公集』卷八上、松江嘉定等處海運千戶楊君墓誌銘「其れ陸に登りし處、忽魯模思と曰う。：凡そ舟楫、糗糧、物器の須うるは一に君より出で、以て有司を煩わさず。既にして又た私錢を用いて其の土物、白馬、黒犬、琥珀、蒲萄酒、蕃鹽の屬と市い、以て進む。」

- (14) この点に関しては、拙稿2006aにおいて論じた。

- (15) 例えば、『元史』卷一二二、亦黒迷失傳に「二十四年、馬八兒國に使し、佛鉢、舍利を取らんとし、海に浮び風に阻みて、行くこと一年にして乃ち至る。其の良醫善藥を得、遂に其の國人と與に方物を來貢す。又、私錢を以て紫檀木の殿材を購い并せて之を獻す」とあるのも使節派遣による交易の一例である。彼が「私錢」で交易したことが特記されているのは、通常は官からの資本によつて使節が交易をおこなっていたことの裏返しであると思われる。『經世大典』站赤（『永樂大典』卷一九四一九）に「毎歲の下番使臣の奇異物貨を進貢する」「下番使臣の物貨を進貢する」などというのは、それを裏付けているといえよう。また、亦黒迷失の事例のように、派遣された使節が現地の間を使節として連れ帰ったケースも多かった。もちろん、その中には正式な王朝権力の使臣もいたであろうが、使節の名目を利用した商人も多く含まれていたはずである。（元朝期に大商人の家系が派遣使節の任を担ったことについては、拙稿2006aを参照されたい。）『經世大典』站赤に「外國使客、奇異物貨を進獻する」「使客の物貨を進貢する」「海外諸番進呈の官物」などと述べられるのは、そのような事情を反映したものであると思われる。

- (16) 『元典章』典章二二、戸部八、雜課、幹脱每貨物納稅錢。この条文に関しては、拙稿2006dで詳しく取りあげた。

- (17) オルトクが請負交易をおこなない、交易品を元朝政府に直接売却していたという事実は、ごく当たり前のことのように思えるかもしれないが、不思議と従来の研究では指摘されていない。初期の研究において、オルトクに対する資金貸与の側面ばかりが強

調されたためかもしれない。

- (18) 桑原隲藏 1923, pp. 293-299. 「進奉」の例として『全唐文』唐文宗、太和八年(834)の詔、『宋會要』仁宗、天聖四年(1026)十月の條、「呈様」の例に『広東通志』卷二三八が挙げられている。
- (19) 『元典章』典章二二、戸部八、課程、市舶、市舶則法二十三條(元刊本、戸部99a-b)。
- (20) 『元典章』典章二二、戸部八、課程、市舶、市舶則法二十三條(元刊本、戸部99a)。
- (21) 『元史』卷一七五、張珪傳。
- (22) 『元典章』典章二、聖政一、止貢獻(元刊本、聖政19b)。
- (23) モンゴル語の *saurya*。『元朝秘史』には「掃花」とあり、傍訳に「人事」とある。王國維や Pelliot はその意味を追求し、「贈り物」「供物」の意味があることを明らかにした。cf. 村上正二 1970, pp. 209-10.
- (24) 例えば、『元史』卷二二、武宗紀一、至大元年九月壬戌「太尉脱脱奏すらく、『泉州大商合只鐵即刺、異木沈檀の宮室を構う可き者を進めんとす』と。江浙行省の驛に敕して之を致さしむ。」、『元史』卷二二、武宗紀一、至大元年九月戊寅「泉州大商馬合馬丹的、珍異及び寶帶、西域馬を進む。」などの例がある。
- (25) 『元史』卷一七三、燕公楠傳。
- (26) 『元典章』典章二二、戸部八、課程、市舶、市舶則法二十三條(元刊本、戸部99a-b)。
- (27) 『元史』卷一三一、忙兀臺傳。
- (28) 『元史』卷九四、食貨志二、市舶。
- (29) ムンフテイは至元十五年(1278)から福建行省の参知政事(『元史』卷一〇、世祖紀、至元十五年三月乙酉、至元十五年六月己卯、至元十八年(1281)には同行省右丞(世祖紀、至元十八年八月庚午)、至元二十二年(1285)から江淮行省の平章政事、至元二十五年(1288)には同行省左丞相(世祖紀、至元二十二年十月戊午、至元二十五年正月辛卯)となり、シハーブッディーンは至元二十四年(1287)には江淮行省の左丞を遙授され(姦臣傳、桑哥)、少なくとも至元二十六年(1289)から二十八年(1291)まで江

准行省の平章政事（世祖紀、至元二十六年九月丙申）であった。

(30) 燕公楠はサンガ専横下のシハーブッディーン主導の市舶体制を宋代の市舶制度に回帰させようと思図してこの上奏をおこなっている。当然シハーブッディーンとは反目する立場におり、彼に関する記述にはバイアスがかかっていると思われる。

(31) 「好細の財物を選揀んで要る」という行為が、交易品に対する「抽分」にあたると考えられなくもないが、もしそうであれば、燕公楠から非難されるいわれはないはずである。このような政府による宝貨買取りは、それ以前の中国においてもおこなわれていたことであり、宮廷所用の宝貨を官が先買することを「収市」といった。また、外国物貨の民間購入を禁じて政府が独占的に買い入れることを「禁権」といった（*c.f.* 桑原隲藏 1923, pp. 262-67）。元朝での「禁権」としては、英宗シデイバラが廣東番貨に対して国家の専売をおこなさせた事例がある（『元史』巻二七、英宗紀一、延祐七年五月辛卯）。

(32) 『呉文正公集』巻三三、元榮祿大夫平章政事趙國董忠宣公神道碑。

(33) 『元史』巻一三、世祖紀一〇、至元二十一年正月甲子。

(34) 『元史』巻一五、世祖紀一二、至元二十六年正月辛卯。

(35) 市舶則法は時代によって改変がなされ差異があつたが、根本的な部分で大きな違いはない。至元年間末期のものが『元典章』に、延祐年間のもの、『通制條格』に収められる。高栄盛氏、喻常森氏などはこれを至元則法、延祐則法と呼んでいるが、小野裕子氏はさらに通時的な視野に立って、至元年間中期にも別の市舶則法があつたことを指摘し、『元典章』所収のものを「至元三十年則法」と呼んで区別している（高栄盛 1998、喻常森 1994、小野裕子 2006）。

(36) 『元典章』典章二二、戸部八、課程、市舶、市舶則法二十三條（元刊本、戸部 199a-d）。

(37) 『通制條格』巻一八、關市、市舶。

(38) 『元史』巻九四、食貨志二、市舶、元貞二年。

(39) 『元史』巻一五、世祖紀一二、至元二十六年閏十月庚寅。

(40) もっとも（f）の事例はもともと豪民であつた胡頤孫が自らの資本で「規運錢」を為し、代わりに元朝政府から官位を得たも

元朝南海交易経営考―文書と錢貨の流れから―（四日市）

のである。胡頤孫については、植松正¹⁹⁸⁶を参照。

- (41) 元朝期江南の財務官僚には、自らが商人であったり、一族が商人の家系であったケースが多く見られる。色目人宰相のアフマド、サンガなどの時代には、売官などの方法で多くのイスラーム商人が官職を得たと考えられるが、それを批判する漢人文士の言を鵜呑みにして金銭主義や社会悪と片付けるべきではない。圧政や重税により人民が疲弊したという批判もあるが、一方で物資の流通が盛んになって商業経済が発展し、社会は活性化した。

(42) 楊氏については、陳高華¹⁹⁸⁵、拙稿²⁰⁰⁶を参照。また、南海交易をめぐる人的結合面に関しては稿を改めて考察する。

(43) 泉府司廃止以後もオルトクの制が存続したことは高栄盛²⁰⁰⁶においても論じられている。

(44) 『元史』巻二六、仁宗紀三、延祐七年正月壬午。